

久留米市生活困窮者就労準備支援事業、被保護者就労準備支援事業及び被保護者
就労支援事業の一体的実施事業 業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、令和7年度から令和11年度までの、生活困窮者就労準備支援事業、被保護者就労準備支援事業及び被保護者就労支援事業の3つの事業の一体的実施事業（以下、一体的実施事業という。）の委託事業者の選定において、より質の高い支援体制を確保するとともに、生活困窮者と被保護者、就労準備と就労支援との連続的な運用をより効果的、効率的な支援を実施するため、公募型プロポーザル方式による事業者選定を実施することについて、必要な事項を定めるものである。

2 委託期間

委託期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

3 業務内容

（1）～（3）の3事業の一体的実施事業として、3事業を一括して委託する。なお、個別の事業のみでの応募はできない。委託する主な業務内容は次に掲げるものとする。

業務内容の詳細は、別紙「久留米市 生活困窮者就労準備支援事業、被保護者就労準備支援事業及び被保護者就労支援事業の一体的実施事業 業務委託仕様書」のとおりとする。

（1）生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者就労準備支援事業の実施

就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施する事業。具体的には以下のとおりとする。

ア 事業の利用相談にかかるもの

イ 日常生活自立、社会生活自立、就労に向けた基礎能力形成のための支援

ウ 地域企業等を活用した体験の実施と協力企業の開拓

エ 就労準備支援プログラムの作成と評価

オ 他事業、他法へのつなぎ等

カ 体験利用の実施

キ 支援調整会議や各種研修等への参加

（2）被保護者就労準備支援事業の実施

就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して実施する事業。具体的には以下のとおりとする。

ア 事業の利用相談にかかるもの

イ 日常生活自立、社会生活自立、就労に向けた基礎能力形成のための支援

ウ 地域企業等を活用した体験の実施と協力企業の開拓

エ 就労準備支援プログラムの作成と評価

オ 他事業、他法へのつなぎ等

カ 体験利用の実施

キ 支援調整会議や各種研修等への参加

(3) 生活保護法第55条の7に基づく被保護者就労支援事業の実施

生活保護法第55条の7の規定に基づき、被保護者の就労支援に関する問題について、被保護者及び本市就労支援担当職員からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、被保護者の自立の促進を図ることを目的に実施する事業。具体的には以下のとおりとする。

ア 就労支援

イ 早期に就労による保護脱却が可能と判断される者への集中的な就労支援の実施

ウ 他の就労支援事業との連携

エ 稼働能力判定会議への参加

オ 就労支援連携体制の構築への協力

カ その他、就労支援のために必要な業務

(4) (1)～(3)の一体的実施について

生活困窮者と被保護者、就労準備支援と就労支援との連続的な運用により効果的、効率的な支援を実施するための具体的な一体的実施方法には、受託者からの提案に基づき協議のうえ決定する。

4 委託料

一体的実施事業委託料の見積金額の上限は、127,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、年度ごとの上限額は次のとおりとする。

年 度	上限額
令和 7年度	25,400千円
令和 8年度	25,400千円
令和 9年度	25,400千円
令和10年度	25,400千円
令和11年度	25,400千円
合計	127,000千円

5 実施形式

実施形式については公募型プロポーザル方式とし、次項に定める参加資格要件を満たす者により実施する。

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

(2) 久留米市から指名停止措置を受けてないこと。

(3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。

(4) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。

① 久留米市内 提出書類）国税等、県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）

② 久留米市以外の福岡県内 提出書類）国税等、県税

- ③ 久留米市以外の福岡県外 提出書類) 国税等
- (5) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

7 実施スケジュール

手続きは以下の表のスケジュールにて実施するものとする。

実施内容	実施期間または期日
公募開始	令和 6 年 8 月 5 日（月）
説明会	令和 6 年 8 月 16 日（金） 14 時～
質問書の提出期限	令和 6 年 8 月 30 日（金）
質問書に対する回答	令和 6 年 9 月 6 日（金）
参加申込書等提出期間	令和 6 年 8 月 5 日（月）から 令和 6 年 9 月 13 日（金）
資格審査の結果通知	令和 6 年 9 月 25 日（水）
企画提案書等の受付期間	令和 6 年 9 月 25 日（水）から 令和 6 年 10 月 7 日（月）
プレゼンテーション・候補者選定の審議	令和 6 年 10 月 30 日（水） 午前中～
審査結果通知の送付	令和 6 年 11 月下旬（予定）
契約締結	令和 6 年 12 月下旬（予定）

8 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要領及び仕様書等に関する質問については、質問書（第 6 号様式）を電子メールに添付して、「18 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(2) 期限

令和 6 年 8 月 5 日（月）から令和 6 年 8 月 30 日（金）午後 5 時 15 分まで（必着）

(3) 回答方法

令和 6 年 9 月 6 日（金）までに、質問書（第 5 号様式）に記載したメールアドレス宛に、質問回答書（第 7 号様式）により、電子メールで回答する。また、必要に応じて他の企画提案参加事業者に同内容を通知する。

9 参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり書類を提出すること。なお、資格審査により、不適合と判断された場合は、本プロポーザルへの参加資格がないものとする。

10 参加申込書等の提出

(1) 提出書類 (⑤, ⑥は参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。)

- ①参加申込書 (第1号様式) 1部
- ②参加資格に係る申立書 (第2号様式) 1部
- ③役員等調査及び照会承諾書 (第3号様式) 1部
- ④委任状 (第4号様式) ※本業務において契約権限等を委任する場合のみ 1部
- ⑤登記事項全部証明書 (個人の場合、身分証明書) 1部
- ⑥納税等 (滞納なし) 証明書 (国税、都道府県税、市町村税) 1部
- ⑦直近の事業年度における貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書 1部

(2) 提出期間及び時間

令和6年8月5日 (月) から令和6年9月13日 (金) までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、当日消印有効。

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及びは配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵送事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「18 問い合わせ先」に記載する担当窓口

11 企画提案書等の提出

参加資格確認通知により参加決定可の通知を受けた者は、下記により企画提案書を提出すること。なお、提案書作成にあたっては、「13 提案書選定及びヒアリングの主眼点、評価事項」を参考に、作成するものとする。

(1) 企画提案を求める項目

① 実施方針

本市の状況、課題等を踏まえた上で、本市の生活困窮者自立支援法の現状と展望に関する認識と国・県・市町村の動向、本市の生活保護の実施状況や現在の社会情勢等を踏まえ、「就労準備支援事業及び就労支援事業」に対する基本的な考え方を説明すること。

また、3事業を一体的に実施することの目的や効果について基本的な考え方を説明すること。

② 業務実施遂行体制

ア 従事者の人員体制

3つの事業の利用コーディネーターや、各事業の支援員の実務者数、職種、経験年数、雇用形態、出務体制、欠員に対するバックアップ体制

イ 従事者の研修体制

支援員等に対する専門技術・知識の向上のための取組、研修体制

③ 事業実施計画

ア 就労準備支援事業

- ・生活困窮者と被保護者の状況に応じた、効果的な支援プログラムや支援計画の策定の考え方と手法、適切な事業運営可能な履行場所

- ・就労体験、就労訓練のための地域社会資源のネットワークづくり、中間的就労の開拓手法等

イ 就労支援事業

- ・事業意義やアセスメント手法及び就労支援計画策定の考え方
- ・他の就労支援機関や事業、関係機関との連携体制

ウ 3 事業の一体的実施の具体策

- ・生活困窮者と被保護者、就労準備支援と就労支援との連続的な運用のための具体的な一体的実施方法

エ データの分析

- ・本事業の実績や課題等についての評価、利用実績、相談記録、プラン、支援記録などの各種データの整備と分析方法

オ 個人情報保護に関する取組

- ・業務に関する個人情報保護の対策、運用体制

④ 業務実績

生活困窮者自立支援法、生活保護法に基づく、就労準備、就労支援事業等、その他、生活困窮者自立支援法に基づく各種支援事業、生活保護の自立支援プログラム事業等の受注実績

⑤ 見積額

(2) 提出書類

① 提案書の表紙（第5号様式）

② 提案書は自由様式とする。但し、提案書の用紙サイズは、原則としてA4とする（図面、証明資料についてはA3版とし、折り込むことは可）。提案書の枚数は、表紙を除き20ページ（両面印刷した場合は10枚）までとする。

(3) 提出部数

正本1部・副本10部

(4) 提出期間及び時間

令和6年9月25日（水）から令和6年10月7日（月）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、当日消印有効。

(5) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及びは配達されたことが証明できる方法によることとし、(3)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵送事故等については、市はその責めを負わない。

(6) 提出先

「18 問い合わせ先」に記載する担当窓口」

(7) その他

原則、資料の差し替え・修正は認めないこととする。また、提出された提案書の内容について、久留米市より問い合わせを行う場合がある。

1.2 候補者の選定方法

提案書及びヒアリング結果等を総合的に評価し選定する。

企画提案書提出者に対し、下記の要領でヒアリングを行う。なお、審査については、本プロポーザル審査委員会の委員長及び委員が審査・選考を行い、候補者を選定する。

(1) ヒアリング（プレゼンテーション含む）

- ①日時 : 令和6年10月30日（水）9時30分～（開始時間は予定）
- ②会場 : 久留米市役所303会議室
- ③内容 : 1社あたりのヒアリング時間は30分以内
（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）
- ③その他 : 企画提案書を用いた説明とし、必要なパソコン等の機器は、提案者側で用意すること。ただし、スクリーン、プロジェクターについては、本市で準備する。

1.3 提案書選定及びヒアリングの主眼点、評価事項及び配点

提案書を選定する主眼点（評点項目）は、別添「企画提案の評価項目・配点」のとおりとする。

(1) 評価点の算出方法は、次のとおり算定する。

- ・企画提案及び業務実績の各評価項目＝配点×評価値（5点～0点）
- ・価格提案＝配点×提案価格のうち最低価格／当該事務所の提案価格

*上記により算定した全ての評価者の評価点を合計し、評価点の合計が最も高い者を候補者とし、次点の者を次順位候補者とする。なお、合計点が同じ場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を上位の候補者として選定する。

(2) 価格提案の評価点は、小数点第2を四捨五入し小数点第1までとする。

(3) 最低基準は、評価点の合計の6割（ただし、価格提案の評価点は除く）とし、最低基準未満の事業者は、候補者として選定しない。

*満点＝価格提案を除く配点40点×評価値5＝200点

(4) ただし、提案者が1者の場合、最低基準に達している場合は、候補者として選定するが、最低基準未満の場合は候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。

1.4 選考結果

- (1) 通知方法 ヒアリングを行った全ての者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和6年11月下旬（予定）

1.5 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 実施要項に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合
- (3) 実施要領で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- (6) 価格提案書の金額が、予定価格を超える見積額を提案した場合

1 6 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

1 7 その他

（1）参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（任意様式）により、市に提出すること。

（2）提出書類

①提案書の提出は、1社につき1案とする。

②提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。

③提出された書類は提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外に利用しない。

④本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な書類は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

（3）著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

（4）異議申立

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（5）言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

（6）誓約書の提出

候補者は契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登録されている者は、この限りでない。

1 8 問い合わせ先

〒830-8520

久留米市城南町15番地3

久留米市健康福祉部生活支援第1課 担当 佐々木・服部

電話 0942-30-9023 FAX 0942-30-9710 メール hogo@city.kurume.lg.jp

別添

久留米市生活困窮者就労準備支援事業、被保護者就労準備支援事業及び
被保護者就労支援事業の一体的実施事業

【企画提案の評価項目・配点】

	区分	配点		評価項目	評価の観点
1	一体的実施事業の 基本方針	8	3	生活困窮者自立支援法、生活 保護法に対する見識	本市の実施する生活困窮者自立支援事業や生活保護実施につい て、現状と課題を的確に把握しているか
			5	一体的実施事業に対する見識	3つの事業を一体的に実施することの目的や効果について、的確に 把握しているか
2	業務実施執行体制	10	3	従事者の人員体制	就労関連3事業の支援員の実務者数、職種、経験年数、雇用形態、 出務体制、欠員時のバックアップ体制は、効果的、効率的な体制 になっているか
			5		3事業の一体的実施のための利用コーディネーターの職種、経験年 数、雇用形態、出務体制、欠員時のバックアップ体制は整備され ているか
			2	従事者の研修体制	支援員等に対する専門技術・知識向上のための取組、研修体制が 組織的に整備されているか
3	業務実施計画	14	5	3事業の実施計画	3事業の支援プログラムや支援計画は適切で効果的なものになって いるか
					事業の履行場所は、適切な事業運営が可能であると判断される場 所に確保されているか
					就労体験、就労訓練のための地域社会資源のネットワークづく り、中間的就労の開拓手法は具体的、実現的、効果的なものに なっているか
					他の就労支援機関や事業、関係機関との連携体制は取られている か
			7	3事業を一体的に取組む具体 策	3つの事業を一体的に実施するための具体的な取組みと体制が、事 業効果向上に寄与するものになっているか
一体的事業の年度ごとの実績や課題等についての評価体制、利用 実績・相談記録・プラン・支援記録等の各種データの整備とその 分析方法は効果的なものになっているか					
4	業務実績	8	2	個人情報保護に関する取組	業務に関する個人情報保護の対策、運用体制は組織的なものに なっているか
			5	3事業の受注実績	生活困窮者自立支援法、生活保護法に基づく就労準備、就労支援 事業の受注実績があるか。また、中核市以上の人口規模の自治体 との受注実績があるか。
			3	各種支援事業の受注実績	3事業以外の生活困窮者自立支援事業の各種支援事業、生活保護の 各種自立支援プログラム事業等の受注実績があるか
(合計)		40	40		
5	価格提案	50	50	一体的実施事業業務委託料の 提案価格	一体的実施事業の業務委託料の価格提案に対する評価点の算出方 法次のとおりとする ※ 配点×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格）